

①（第二十八条の四十第一項第十号）広域機関が電気事業者（認定大規模発電事業者）に原発新設にかかわる費用の貸付を行うとある。

価格高騰等によりこの費用の返済が滞ったり貸し倒れが起こった場合、どのような対応が取られるのか。

→電力広域機関による貸付制度は、原子力を含め、特定の電源種を支援するためのものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とする方針。

その上で、今回の貸付制度では、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行い、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めることを想定。

また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、財政投融资を国に確実に返済することを担保することを検討している。

②（第二十八条の五十六の二）政府は推進機関に対し、上記の原発新設への貸付も含め、必要な金額の全部または一部を「補助」することができるものとする、とある。

この「補助」の財源は何か。

→現行法においては、卸電力取引所の値差収益を連系線整備に充てる仕組みとなっている。今回、法改正により、この値差収益をエネルギー特別会計に国庫納付する仕組みとなるが、これを財源に広域機関に補助金を交付し、系統整備への貸付け業務に充てることを考えている。

③同じくこの「補助」は、返済を求めずに交付するものであるのか、否か。

→推進機関に対する補助については、系統整備への貸付け業務に充てることを考えており、返済があった際には国庫に返納させることを検討している。

④審議会資料では、「電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から 拠出金等を回収する枠組を設ける」とある。

万一の場合とは、返済が行われない場合ということか。

→上述のとおり、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、財政投融资を国に確実に返済することを担保することを検討している。また、今回の貸付制度では、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うことを想定。それでもなお、貸し倒れが発生するといった限定的な場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設けることも考えている。

なお、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、電気の利用者のニーズに迅速に対応するためのものであり、その効果は電気の利用者全体に裨益するものであると考えている。